

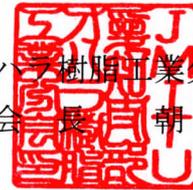
2022年 4月 11日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



不当辞令撤回兼団体交渉開催要求書（2）

当労組本年3月23日付「不当辞令撤回兼団体交渉開催要求書」を内容証明郵便で貴社に送付しました件について下記の通り要求致します。

記

- 1 上記書面の回答期限である本年4月1日（金）を過ぎましたが、何らご回答を頂けませんでした。また、明日4月12日（火）は当労組が求めた団体交渉開催の第一希望日であります。しかし、これ又本日までご回答は頂けませんでした。貴社上記対応に強く抗議申し上げます。

その一方で貴社は貴社本年4月1日付「貴組合よりの書面につきまして」と題する書面を交付され、当労組要求等について「優先順位」を示すよう求められました。当労組要求は、全てが優先して処理すべき要求ばかりであり、集中した交渉日程を確保する必要があると考えますが、いずれに致しましても早急な事務折衝が必要であることは既にお伝えしている通りであります。貴社が一方的に述べられた、「優先順位」を求めることによって団交拒否の正当な理由とはなり得ません。したがって、当労組が求めている団体交渉開催希望日（①本年4月12日、②同4月13日、③同4月14日）に変更はありません。

2 貴社代表取締役尾原慶則氏に申し上げます。

ご返事が頂けないということは、明日の第一希望日に予定通り団体交渉を貴社本社食堂で開催することに応諾頂いたとの理解をさせて頂き、そのように準備致しますのでよろしくお願い致します。

3 尚、当労組本年3月25日付「賃金引上げに関する要求書（12）」、及び、同日付「『業務Gr.』出向者に対する抗議並びに団体交渉開催要求書（3）」についてもご回答を頂けておりません。貴社の相次ぐ不誠実対応に重ねて強く抗議申し上げます。

4 当労組と致しましては、上記1～3についてのご回答を本年4月12日（火）12時30分までに当労組分会宛に一次回答為されるよう強く要求致します。

尚、繰り返し申し上げているように、当労組上記書面の回答に際しては、呉々も、①具体的記述をご指摘の上、②合理的理由及び根拠、③趣旨を明らかにした上でご回答為されるよう再度強く要求致します。

以 上